

納本

特277-678



*76W10617 *

特277

678

株式会社
久慈川電気
創立三十周年記念

記念小文

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
30 2 3 4 5 6 7 8 9 10

始

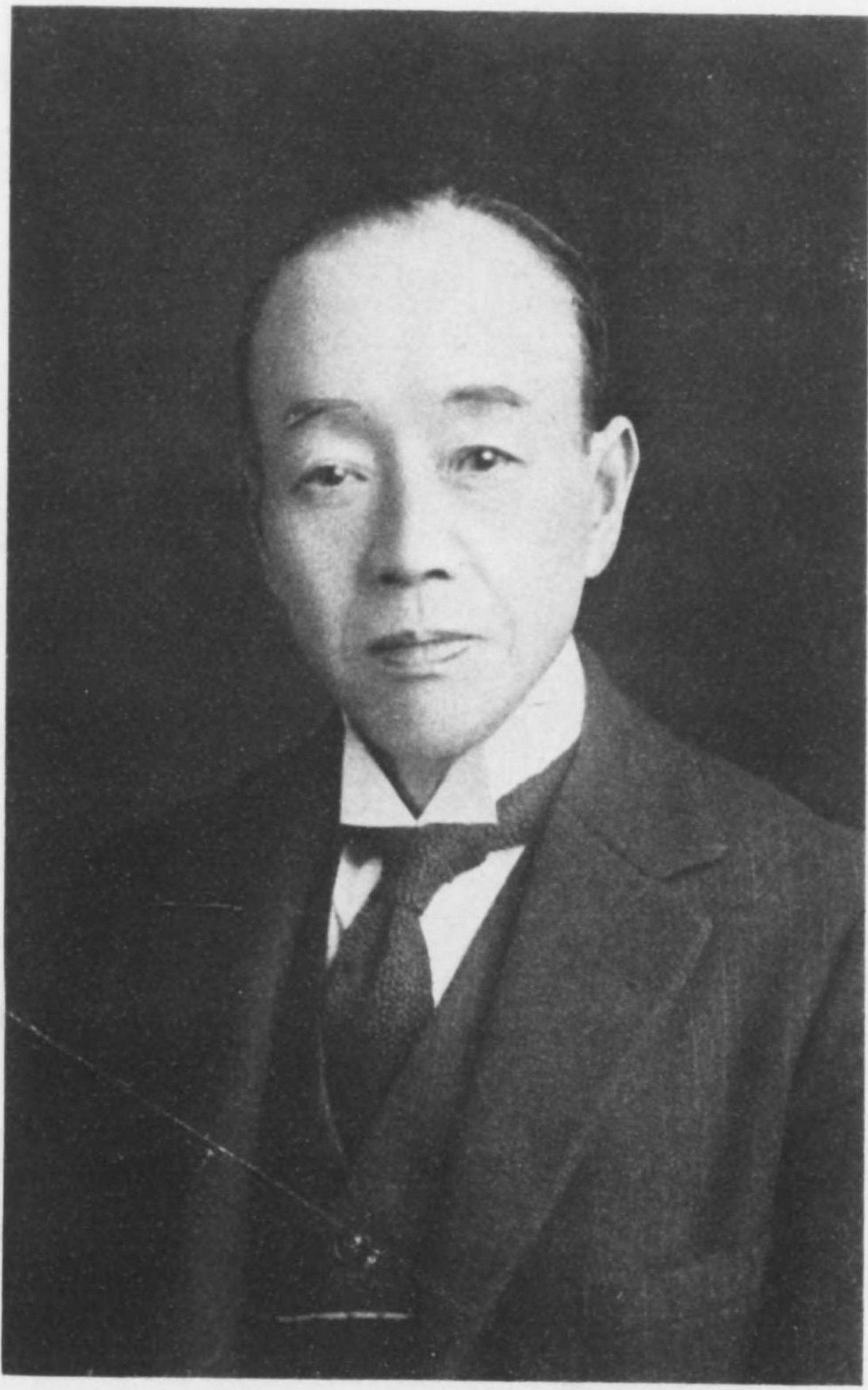


七
七
五
四
八
四
七
ク
四
五
四
三
頁
一
一
二
五
一
七
五
二
行
日
年
に
共
に
と
井
上
徳
次
郎
會
者
創
立
者
社
經
營
道
德
本
店
に
て
於
於
は
後
午
後
午
三
時
の
で
め
る
が
誤

正



故 濾 蘭 泽 青 渥 先 生



氏二篤譯謹故長會役締取代初代三第



氏 助 之 勇 木 ネ 佐 長會役緒取 代二第



氏 男 照 石 明 長會役締取 代四第



富田杉長會役締取現



幹直崎鳥 役締取務當



郎一彌 林 役締取務專



重近下山 役 締 取



雄智澤瀧 役 締 取



男得邊渡 役査監



郎太馬村杉 役締取



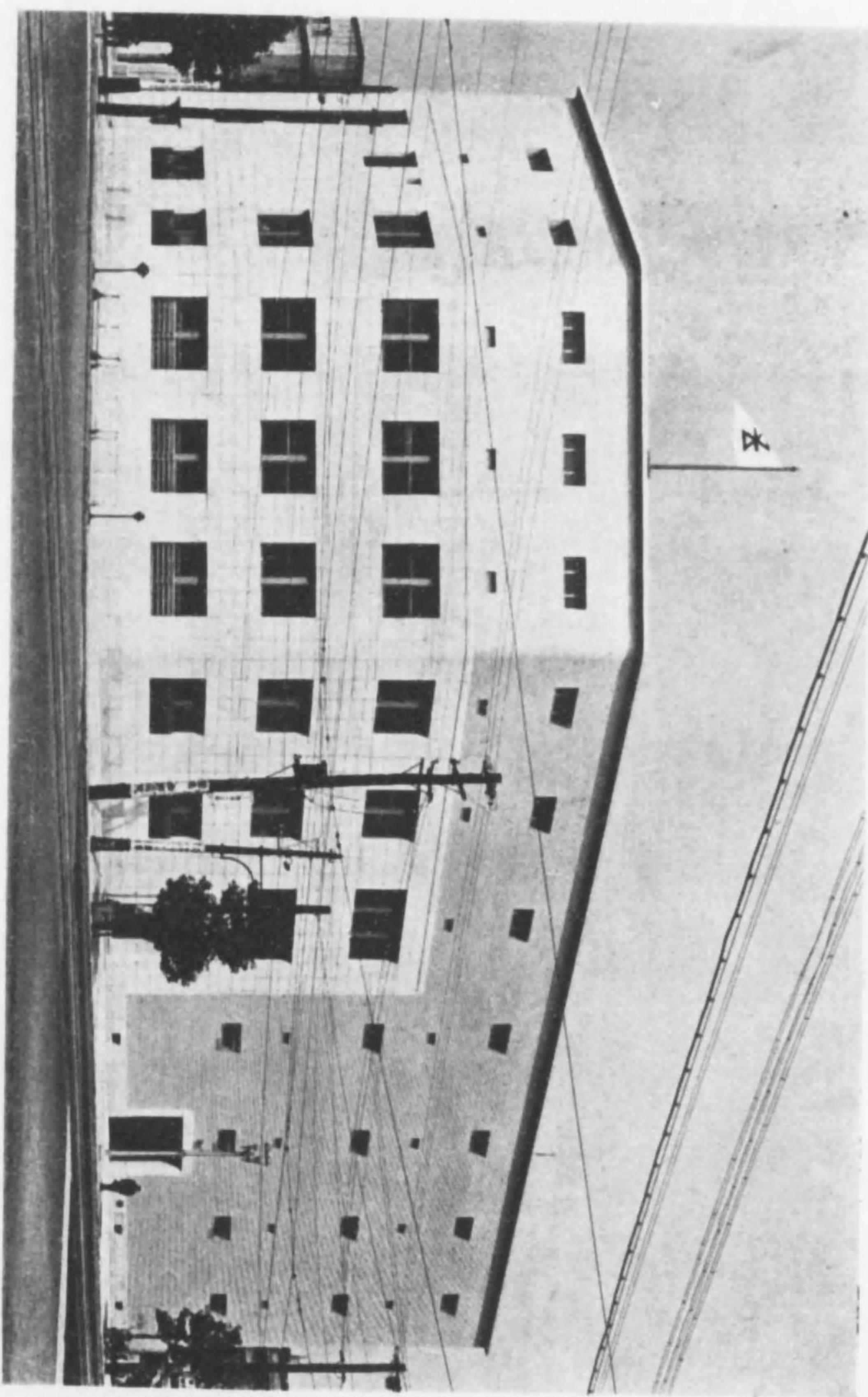
吉厚原笠 役議協



郎治德上井 役査監



(昭二年一月より昭九年三月三十日) 本店



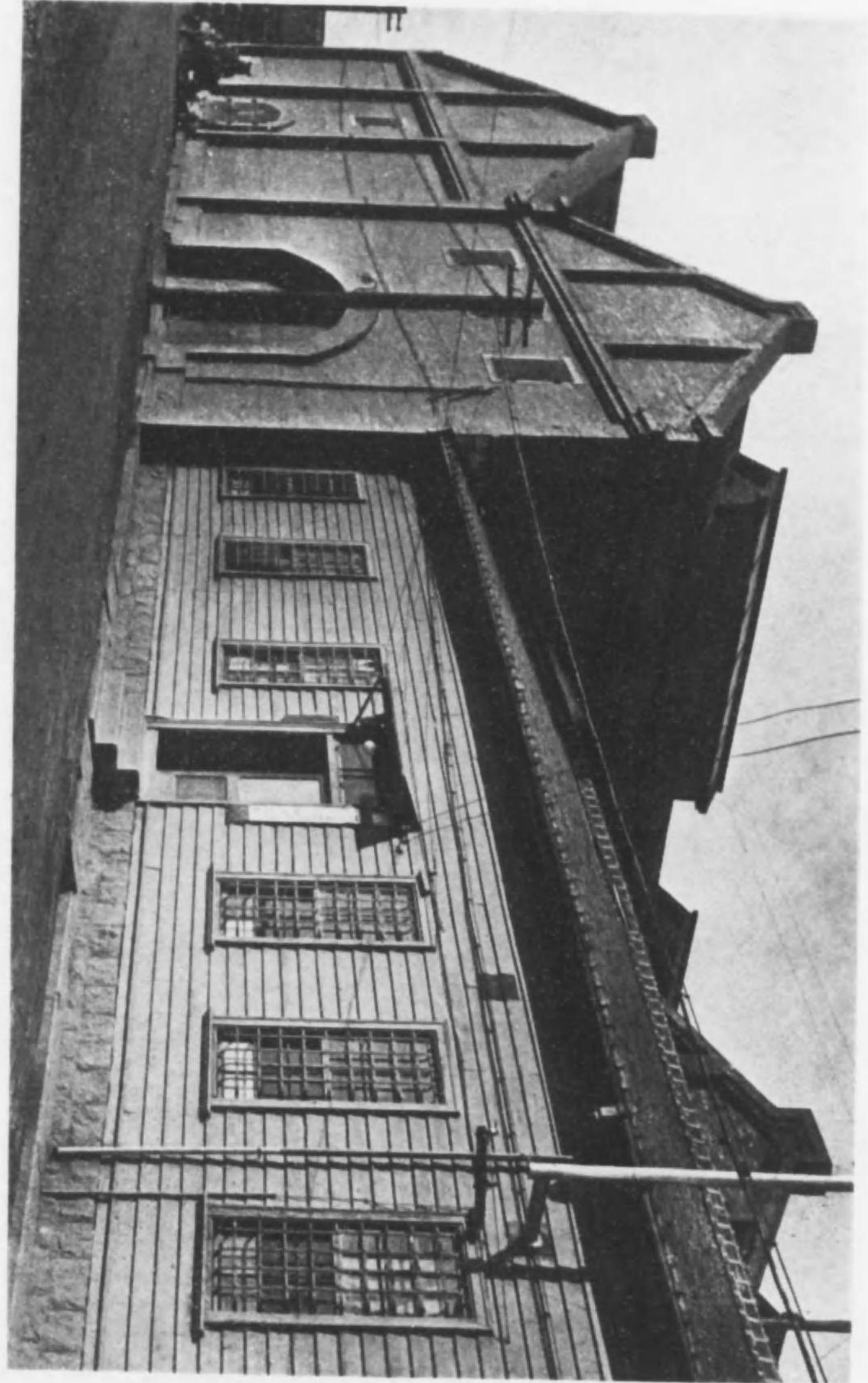
本店昭和二十六年六月竣工



支 漢 橫



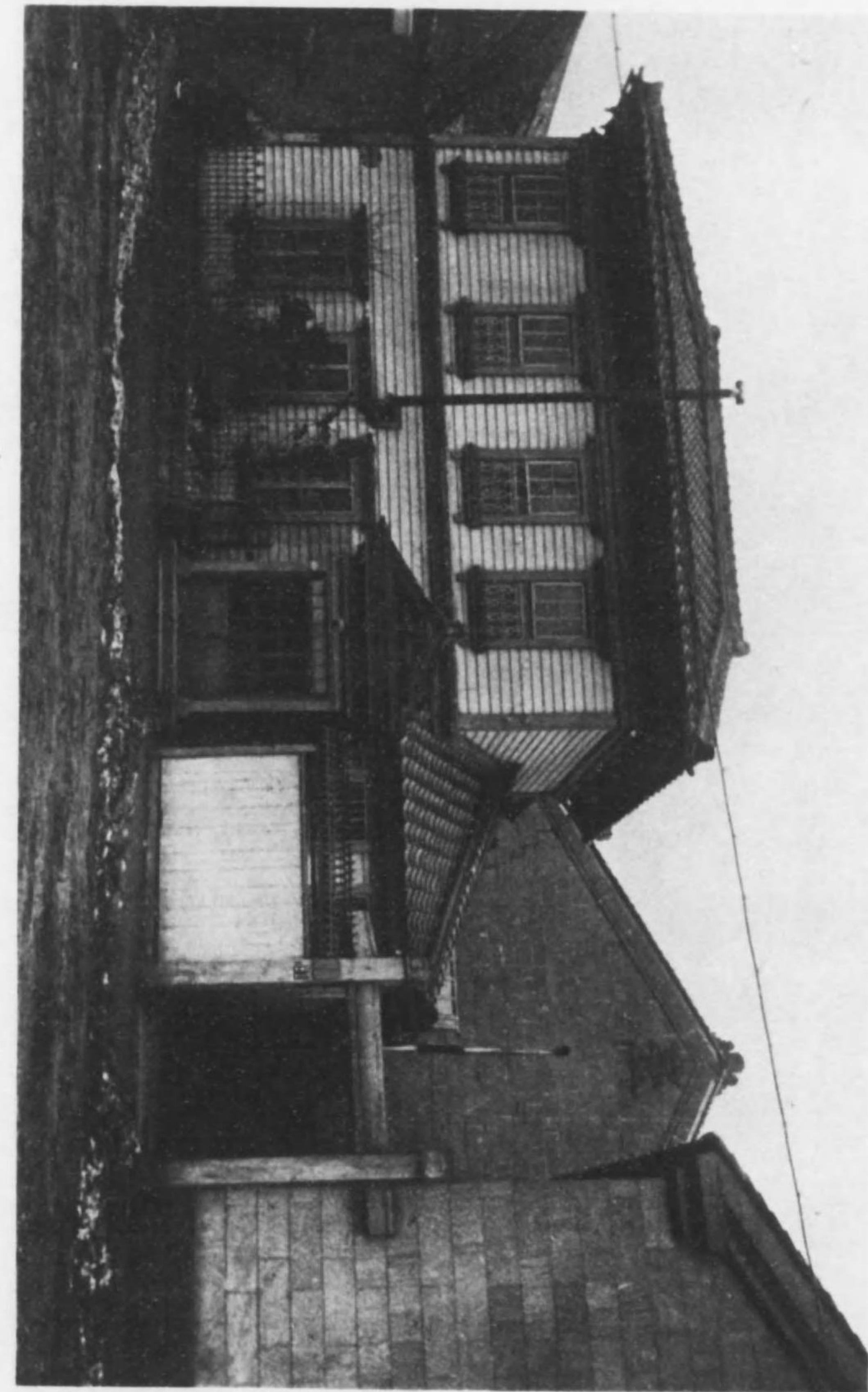
大 阪 支 店



門 戶 神

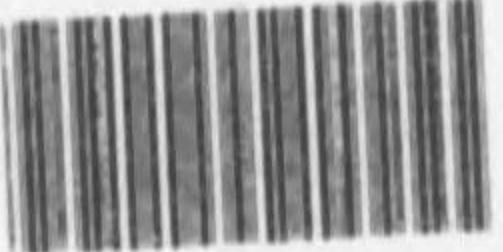


店
支
販
售



店 支 樓 小

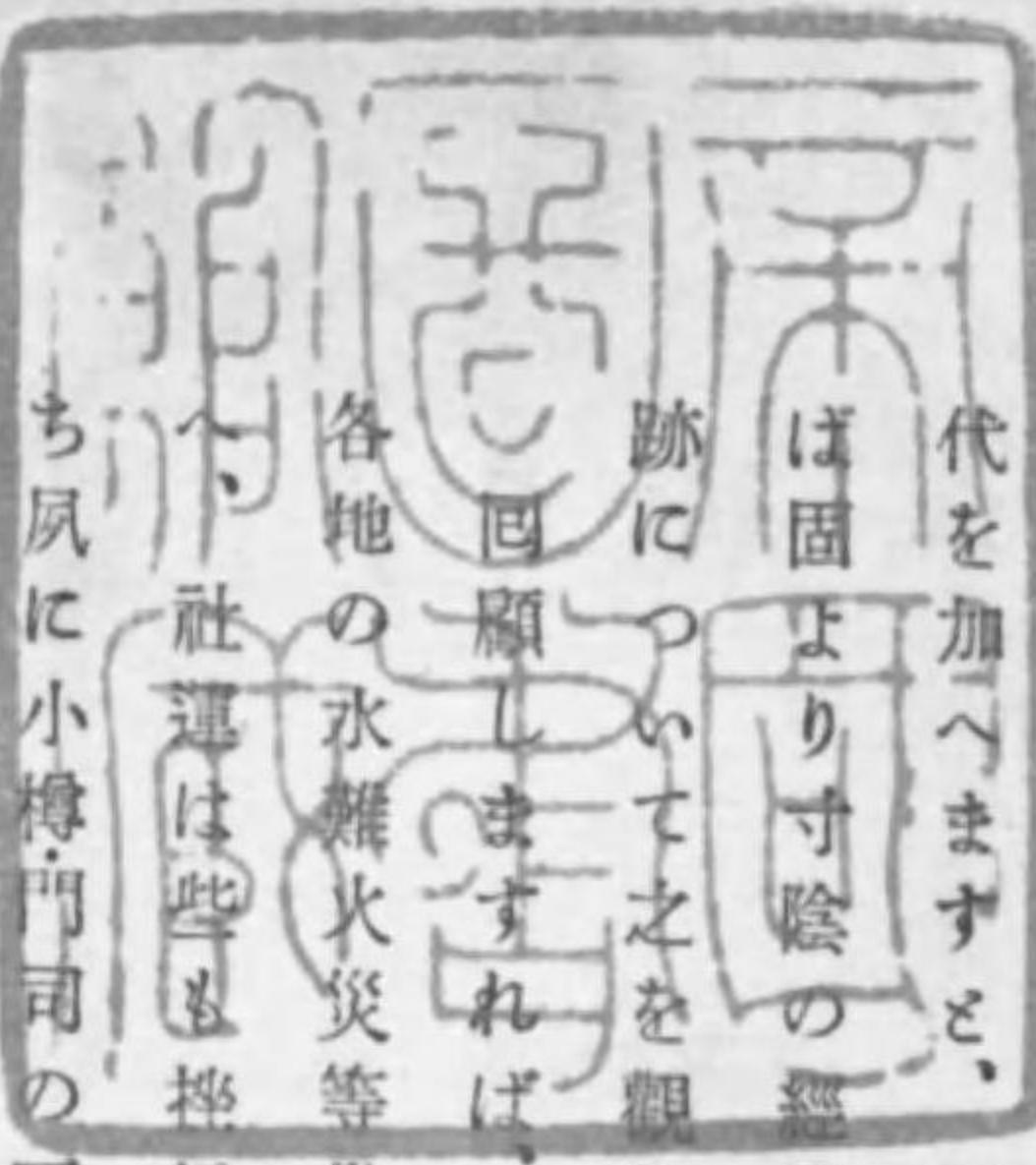
76W10617



序

明治四十二年七月十五日、資本金五拾萬圓を以て、深川福住町の一角に、我濱澤倉庫株式會社が創立せられましてから茲に滿三十年、之に舊濱澤倉庫部時代を加へますと、實に四十二年餘の歲月となります。天地の悠久なるに較ぶれば固より寸陰の經過に過ぎませんが、此間に於ける世運の變遷と社業の進展跡について之を觀れば又決して短いとは申されません。

各地の水難火災等幾多の重大なる障礙に遭遇しましたにも拘らず、克く之に堪へ、社運は些も挫折することなく、業績は着々として伸展して参りました。即ち夙に小樽門司の兩地に支店を開設し、後、浪華倉庫を合併して營業所は大阪・神戸・横濱の各地に及び、又近年、關聯業務に進出して多角經營に着手する等、



規模は益々擴張し、内容は愈々充實して、今や名實共に業界の一流に伍するに至りましたことは洵に欣幸に堪へません。これ實に、内は、歴代役員諸氏の經營宜しきを得、社員以下従業員諸子の誠實任に服し、上下和衷、渾然一體となつて拮据精勵せられましたのと、外は、第一銀行始め各方面の深厚なる御後援の賛であります。感謝措く能はざる處であります。

然しながら、古來『事を敗るは多く得意の時に因す』で、苟且偷安は最も慎むべきことゝ存じます。殊に現下我國は眞の非常時であります。聖戰既に満二年、御稜威の下國威は中外に發揚し、史上未會有の戰果を收めつゝあります。が、興亞の大業達成には今後尙異常の忍耐と不撓の努力とを要すべく、且、經濟統制も一層強化し、機構の改革も亦避くべからざる事と覺悟せねばならず。我財界の前途は益々多事多端であつて、當業にも従つて幾多困難なる問題が發生せぬとは限りませぬ。而して今後如何なる事態に直面しますとも、之れに對

處して聊かも社業の基礎を動搖せしめざる爲めには、一に社内の一一致協力を誠奮闘とに俟つの外ありません。切に各位の緊張事に従はれんことを熱望する次第であります。

茲に當社創立三十周年を迎ふるに際し、之れが記念の一端として、この小史を編纂せる所以のものは『溫故知新』過去三十年間に於ける沿革、殊に内外幾多の災厄を克服せる奮闘の歴史を想起し、以て後進社員諸子の参考に資し、併せて不撓不屈の精神を鼓舞せんとするに外ならないのであつて、決して之を外部に發表して當社發展の経過を誇示せんとするものではありません。

予誤つて乏しきを取締役會長の職に享け、茲に諸子と共に此欣快を分つと同時に、社内益々相親和し、他面、國策に沿ひ大勢の推移に應じ、相携へて恪勤勵精、以て克く當社の歴史をして、愈々光輝あらしめん事を期して煩まない次第であります。聊か所懐を敍し以て序をいたします。

昭和十四年七月

滋澤倉庫株式會社

取締役會長 杉 田

四

富

創立三十周年 記念小史

目 次

はしがき

第一章 滋澤倉庫部時代

一、東京に於ける倉庫地帶としての深川	二
二、滋澤倉庫部の創立	二
三、倉庫及び事務所の状況	三
四、營業の概況	四
五、市内出張所の開設	五

一

九 五 四 一 頁

第二章 滋澤倉庫株式會社の創立 二

第三章 明治・大正時代 三

- 一、小樽出張所の開設 一八
- 二、門司支店の開設並に大分出張所の開設 一九
- 三、蟻殻町出張所の開設 二〇
- 四、深川黒江町に於ける鹽酸加里の爆發 二一
- 五、海嘯による深川一帯の大洪水 二六
- 六、關東大震火災 二八
- 當社被害状況・應急對策・本店の移轉
- 七、當期間に於ける業況の概観 二九

第四章 昭和時代 四

- 一、福住稻荷神社の遷座 四
- 二、佐々木取締役會長の辭任 四
- 三、林營業部長の洋行 四
- 四、東京砂糖取引所の指定倉庫取消問題 四
- 五、滋澤篤二取締役會長の逝去 四
- 六、浪華倉庫の合併並に大阪支店・横濱支店の開設 四
- 七、阪神地方の風水害 四
- 八、明石取締役會長の辭任 四
- 九、倉庫業法の制定 四
- 一〇、本店事務所・茅場町倉庫の新築 四

一一、關聯業務の開始……………空

一二、當期間に於ける業況の概觀……………空
六七

第五章 保管貨物残高・倉庫坪數・資本金・

積立金及び配當率の増減……………空

第六章 役員の變遷……………空

第七章 現在に於ける當社陣容……………空
七一

むすび……………空

表紙題字

杉田取締役會長

全

はしがき

舊濱澤倉庫部を改組して現在の「濱澤倉庫株式會社」が創立せられたのは、遠く明治四十二年七月十五日であるから、今年はこの七月で丁度創立三十周年に當る。一口に三十年と云ふが、顧れば明治・大正・昭和の三代に跨がり、決して短い歲月ではない。之を例へば、現在の役員・社員・傭員合せて三百廿名の内、約其半數は、當社創立の當時未だ生を此世に享けてゐなかつたのである。

この間、當社は其規模に於て、又其内容に於て、實に目覺しい發展を遂げたのであるが、併し、それは決して平々坦々たる一路ではなかつた。即ち或は峻坂を突破し、或は濁流を押切つて、能く今日あるを得たのである。茲に、當社三十年の歴史を回顧し、先輩健闘の跡を偲ぶと共に、併せて將來への進展に資したいと思ふ次第である。

第一章 滝澤倉庫部時代

當社の歴史を語らふとすれば、先づ其前身たる「滝澤倉庫部」時代に遡らなければならぬ。

一 東京に於ける倉庫地帶としての深川

東京を貫流する隅田川の下流から通する數本の支川と、更に之と交流する幾多の堀割によつて、深川はその名の示す如く、往時から、水運の便が發達してゐた。従つて、今日のやうに港灣の施設の殆んど無かつた當時は、地理上、この邊一帯が絶好の船着場であつて、各地から海路運送されて來る貨物、主として米、雜穀類の集散地となつた。自然其處に正米市場が興り、雜穀取引の中心地ともなり、之等貨物を保管する倉庫を必要とするに至つた。

かくして深川は、その地勢上、東京の主要倉庫地帶として、古くから發達したのであつて、明治の中頃迄は、東京に於ける倉庫業は深川に限られてゐたのである。

當時は皆個人營業であつて、しかも保管貨物を擔保として貸出をも取扱ひ、恰も質屋類似の業態であつたのであるが、明治三十年前後から、時勢は保管専門の信用確實な營業倉庫の出現を要望するに至り、漸く各地に倉庫會社の設立を見るやうになつた。

二 滝澤倉庫部の創立

この氣運に乘じ、我滝澤倉庫部も亦深川の一角に、初めて~~タカ~~の旗幟を揚げたのである。時に明治三十年三月三十日、今を去る實に四十有二年前である。

營業主滝澤榮一、倉庫部長滝澤篤二、支配人布施藤平。明治三十五年末迄の

六ヶ年間は種々の關係上匿名組合（組合員は濵澤家、濵澤商店及び山崎繁次郎）として經營せられ、翌三十六年から純然たる濵澤家の事業として獨立したのである。

三 倉庫及び事務所の状況

倉庫の主力は大島川支流に面し、濵澤家邸宅の外廓を占めてゐた。そして殆んど土藏造であつて、所謂「三々の倉」と稱され、一戸前九坪に仕切られてゐた。

開業當時の坪數左の通り。

濱澤家	六九戸前	七七〇坪
濱澤商店	五八同	五五三坪
山崎繁次郎	二〇同	一八三坪

借庫(廿一個所) 八九戸前 八三八坪
合計 二三六戸前 二三四四坪

「備考」 借庫料は一ヶ月一坪約四十五錢であつた。

次に事務所は在來の住宅を改造したもので、先づ其外觀は、間口三間の半分が格子造りであつて、内部は十二疊位の疊座敷に帳場格子を立て廻し、掛員は皆坐つて執務した。勿論洋服は一人もなく、皆和服に前垂れ掛けといふ姿であつた。洵に隔世の感なきを得ない。

河岸の情景も亦今日とは非常に趣を異にし、立ち並ぶ柳の樹は清流に絲を垂れ、鶴が三々五々嬉々として、こぼれ米をあさつてゐたと云ふ。

四 営業の概況

第一回營業報告書（明治三十年三月一六月）が唯一部綱町の濱澤邸に現存し

てゐるが、夫れによると、(金額不明)

	入庫個數	出庫個數	期末残個數
米	二八九、八八九個	一五六、四五一個	一三三、四三八個
雜穀	二三、三五一個	一八、二六七個	五、〇八四個
雜貨	三四九八個	一、五八二個	一、九一六個
總收 入	六、〇五三圓二九九		
總支 出	二、八二二圓一六一		
差引利益	三、三三一圓一三八		

右の如く、貨物の大部分が米であつた。そして當期間の收支勘定は次の通りであるが、單位は厘であつた。

明治三十二年六月に初めて「保管料割合表」を印刷公表し、此時から保管貨

物全般に火災保険を附けることとなつたのであるが、保管料の建方は、米、雜穀類に對しては從量率、其他の貨物に對しては總て從價率(日歩計算)であつて、現今のやうな建方に改められたのは遙かに後、明治四十五年頃である。二、三の品目について摘録してみると左掲の通りである。

保管料割合表(火災保険附)

内國米	百俵ニ付	一ヶ月	金一圓五七錢
外國米	同	上	金二圓〇〇錢
小豆	同	上	金一圓九〇錢
白砂糖	評價金百圓ニ付日歩	金一錢四厘	
黒砂糖	同	上	金一錢八厘
洋紙	同	上	金一錢五厘

出入庫の荷役賃は、同業競争の結果、一切倉庫の負擔となつた。即ち該表の

末尾に次の如く記載されてゐる。

「從來保管料ノ外、米雜穀ニ對シテハ藏入、拵方、渡方貨ヲ、又雜貨ニ對シテハ水揚、藏入、藏出、積込貨ヲ申受來リタレドモ、自今藏入ノ分ハ右保管料ノ外、一切申受クルコトナシ。」

業況は、日露戰役及び其前後の恐慌等があつたに拘はらず年を逐ふて發展し、開業當初十名足らずであつた店員（當時は斯く稱す）も追々増加して、事務所が狹隘を感じるに至つたので、明治三十七年、同構内に新築移轉した。

倉庫も在來の土藏造を順次煉瓦造に改造する外、明治三十四年、構内空地に黒煉瓦造倉庫三棟百五十坪（倉庫部最初の建築）を初め、澁澤邸跡（明治三十八年八月、三田綱町新邸竣成移轉せらる）に漸次増築し、殊に特筆すべきは、本邦に於ける最初の鐵筋コンクリート倉庫一棟約九十坪を建造したことである。

（工事請負清水組、着工後約二ヶ年を要し、明治四十二年竣工。建築費坪當り約二百圓）

尙市内樞要の地三個所に出張所を開設し、保管貨物も開業當初に比し二倍以上の増加を見るに至つたのである。

五 市内出張所の開設

- (1) 茅屋町出張所　日本橋區茅屋町九番地
倉庫部開業と同時に開設。親父橋際に一棟を借庫し、諸井綿糸部に囑託して綿糸布類を取扱ふ。明治四十二年組織變更の際廢止。
- (2) 霊岸島町出張所　京橋區靈岸島町六番地
明治三十四年設置。四十六戸前を借庫し、雜貨の保管に充つ。今日の靈岸島倉庫の濫觴である。

(八)

南茅場町出張所 日本橋區南茅場町十六番地

明治四十一年二月開設。日本郵船の荷捌所を土地建物共に譲受け、後更に、近隣の札幌ビル倉庫並に七十七銀行舊營業所をも買受け、一部改築して營業を開始す。時偶々大麥の大受渡があつて、開業勿々忽ち滿倉といふ沟に幸先よきスタートを切つた。これ實に現本店及び茅場町倉庫の發祥である。

第二章 滝澤倉庫株式會社の創立

時勢の進展に對處するため、明治四十二年七月十五日の吉日をトし、舊倉庫部を改組して、茲に新しく、我が「滝澤倉庫株式會社」が創立せられたのである。

發起人は男爵濫澤榮一、濫澤篤二、尾高幸五郎、八十島親徳、利倉久吉、松平隼太郎及び増田明六の七名となつてゐるが、之れは形式を整へる爲めであつて、事實上の株主は濫澤家と第一銀行と横濱滝澤商店の三者丈であつた。設立の経過は左の通りである。

一、明治四十二年六月十日、發起人は定款を作成す。

一、同年同月十五日、株式の募集を終了す。

一、同年同月三十日、各株に付第一回拂込（一株に付金四拾圓）を終了す。

一、同年七月十五日午前十時より東京市日本橋區兜町二番地濫澤事務所に於て創立總會を開催す。

一、同日取締役互選の結果濫澤篤二取締役會長に、八十島親徳専務取締役に當選す。

一、同年同月十六日、東京區裁判所に於て當會社設立登記を了す。

一、同年同月十九日、當會社は本店に於て濫澤倉庫部の營業を繼承して業務を開始し、且つ出張所を市内南茅場町及び靈岸島町に設置す。

社名 濫澤倉庫株式會社

本店 東京市深川區福住町二番地

南茅場町出張所 日本橋區南茅場町十六番地

靈岸島町出張所 京橋區靈岸島町六番地

資本金 五拾萬圓（拂込四拾萬圓）

役員 取締役會長 濫澤篤二

専務取締役 八十島親徳

取締役 日下義雄

監查役 尾高幸五郎

同 上原豊吉

株主 濫澤家 五〇〇〇株

第一銀行 四〇〇〇株

横濱濫澤家 一〇〇〇株

從業員は利倉久吉以下書記十九名、受渡方十名及び小使二名、合計三十一名であつた。

舊倉庫部から引繼いた保管貨物の概數

個 數 三四七、〇〇〇個

金 額 二、一一二、〇〇〇圓

之を今日の個數約二百拾萬個、金額約六千萬圓に較べると、前者に於ては六倍強であるが、後者に於ては實に二十八倍以上の激増である。洵に著しい躍進といふべきである。

しかし、此の間決して順風満帆、易々として今日に至つたのではない。中途幾度か荒天と戰ひ、怒濤を乗り切つて、茲に至つたのである。幸運に恵まれたこともあつたが、又災厄に苦められたことも少くはなかつた。

この過去三十年間の沿革を、以下「明治、大正時代」と「昭和時代」とに、章を分けて略述することとする。

第三章 明治、大正時代

明治四十二年七月十五日から、大正十五年十二月廿五日に至る迄凡そ十七ヶ年半の間には、日本としては、畏多くも明治天皇、大正天皇の崩御、大正三年七月から同七年十一月に亘る世界大戰、及び我國の參戰、大正十一年のワシントン軍縮條約、並に翌十二年の關東大震火災等内外に重要事件が相踵いで起つた。殊に、世界大戰による空前の好景氣と、その反動として起つた大正九年春の深刻なバニツク及び大震火災の打撃とは、我財界にとつては、最も大きな波瀾であつた。

而して又、政治上及び社會上に於ては、大戰後、歐米の自由主義的思潮が澎湃として、國內を風靡し、經濟上に於ても勞資問題が各部門に頻發するに至つた。

大正十年、米價低落の勢を抑制する目的を以て、米穀法が制定せられ、所謂政府米の買上が始められたこと、業界としては特記に値する事である。

當社は此間に處し、好況に恵まれて驕らず、悲境に臨んで屈せず、常に經營宜しきを得て一路社運の伸張を見るに至つたのである。此期間に於ける主要な出来事を擧げると、左掲の如きものである。

保管料日歩建を従量従價率に改正（明治四十五年）

京濱倉庫聯合會の成立（大正元年十月十二日）

小樽出張所の開設（大正四年十月一日）

深川黒江町に於ける鹽酸加里の爆發（大正六年五月）

海嘯による深川一帶の大洪水（大正六年九月三十日）

荷役方規程の改正（大正八年十月）

八十島專務取締役の逝去（大正九年三月十八日）

資本金二百萬圓に増資（大正九年七月）

營業規則の改正（大正十年十二月）

門司支店の開設（大正十一年五月一日）

上原監査役の逝去（大正十二年一月六日）

日下取締役の逝去（同年三月十八日）

第一回支店長會議（同年四月六日）

關東大震火災（同年九月一日）

本店移轉並に深川出張所設置（大正十二年九月三十日）

大分出張所の開設（大正十三年九月）

鰐殻町出張所開設（同年五月十五日）

職務規程の制定實施（大正十五年一月）

受取人不明貨物の競賣處分（大正十五年五月）

一八

この内最も重要なものについて、以下其概要を述べることとする。

一 小樽出張所の開設

大正四年十月一日、小樽市色内町一丁目一番地に開設。後、大正十一年五月一日、「小樽支店」に昇格、今日に至つた。

出張所開業に際しては、八十島專務特に出張し、同地開陽亭に於て三日間に亘り、諸官衙、銀行、荷主、取引所、商業會議所、運送業者、新聞社及び其他關係者百數十名を招いて披露をしたのであるが、第一銀行の小樽、札幌、函館各支店支配人も出席して、種々斡旋に努められた。

當時、小樽の倉庫業界は亂雑を極め弊害續出の状態であつたので、第一銀行小樽支店及び同地銀行團は、當社の同地進出を懇請し、當社は非常な決心を以

て其積弊一掃を期したのであつて、開設後三ヶ年間は、利倉營業部長自ら同出張所主任を兼務し、東京、小樽兩地に一ヶ月づゝ隔月に在勤したのである。

倉庫は最初一號、二號、三號三個所約八百坪を第一銀行から賃借し（後之を買受く）、翌年に號、四號二個所約八百坪を加へ、後年更に税關構内及び市營理立地等に進出した。

經營上に於ては、保管料割引の問題、保管貨物に對する火災保險の問題（當時小樽の各倉庫は皆、無保險扱であり、銀行が倉荷證券擔保で金融する場合は各荷主の計算に於て、銀行自ら保險契約をしたものである）及び荷役直營問題等に關し、當初は、多年の惡習に慣れた同地の荷主との間に可なり摩擦が生じたのであるが、しかし當社は斷乎として初志を狂げず、既定方針の貫徹に努めたので、漸次一般の諒解する處となり、引いては小樽倉庫業界の革新向上に寄

與する處少くなかつたと信するのである。

二 門司支店の開設及び大分出張所の開廢

大正十一年五月一日、土地二千五百五十九坪、倉庫五棟千七百十五坪を以て、門司市濱町七番地に門司支店を開設。當時第一銀行門司支店在勤中であつた林彌一郎初代支配人として就任す。

當支店開設の動機は右土地所有者、古河合名會社が整理の都合上、第一銀行を通して當社に其買收方を申出たのによるものであつて、時偶々九州旅行中であつた利倉取締役營業部長は、歸途門司に立寄り、密に視察調査の上歸京、更に慎重研究の結果、役員會の議は之を將來有望と認めて支店設置を決したのである。爾來買收交渉は順調に進捗し、大正十一年一月三十日土地建物全部の引渡を受けたので、直ちに清水組博多支店をして倉庫及び事務所の改築修理に取

掛らしめ、又、空地に倉庫を増築することとした。尙翌年には別に敷地約五百七十坪を買入れて社宅三棟を新築した。

直營人夫については同地の有力者である自念組店主の推薦及び保證により荷役方取締を採用した。

開業披露は關門及び九州地方の新聞紙十一並に雑誌二に開店廣告をした外、四月廿九日 關門倉庫同業會（東神、三菱、浪華、下關の四社）の主腦者七名

五月一日 關門に於ける主要貨主二十五名

五月二日 官公署、會社銀行代表者及び地方有力者四十一名

右の通り招待して、席上日下、利倉兩取締役から夫々披露の挨拶をした。其際第一銀行の門司、下關、福岡、熊本、久留米、長府の各支店支配人は特に出席

して種々斡旋につとめられた。

當時一般經濟界は、歐洲大戰景氣の反動的不況に沈淪し、開店後の經營は實に容易ならざるものがあつたのであるが、間もなく政府米の買上が行はれた機に乗じ、第一銀行の協力を得て、目覺しい活躍發展を見るに至つたのである。

大分出張所の開廢

門司支店大分出張所は日本銀行門司支店の勸奨により、製絲家救濟の趣旨を以て、大正十三年九月大分市に開設し、尙、中津を始め近縣各地に繭の出保管を行つて、同地方の産業に寄與する處少くなかつたのであるが、都合により、昭和二年十二月十五日、即ち開業以來三年三ヶ月にして之を閉鎖するに至つた。

閉店に際しては利倉常務が特に同地に出張して、主要貨主、縣知事、市長、商工會長、縣農會、大分、二十三兩銀行及び各新聞社等八十余名を同市櫻亭に

招待し、閉鎖の已むを得ざるに至つた事情を述べて挨拶を爲したのに對し、高田大分市長は心からなる惜別の答辭を述べられた。

三 蟻殼町出張所の開設

杉村甚兵衛氏（東京市日本橋區新材木町一）は杉村倉庫部の名稱で、廿年來蟻殼町に倉庫業を經營してゐたのであるが、大正十二年の大震災により、倉庫の全部が灰燼に歸し、再起の計畫は見合はされた。

然るに同地點は、箱崎川に面し、背後には織物關係の中心市場を控へ、倉庫經營上最も有利な條件を具へて居るので、當社は同所の土地約一千坪を譲受け、直ちに第一期計畫として平家建倉庫二棟三百三十六坪、上屋四十八坪及び事務所建築に決し、大正十三年三月中旬、清水組をして着工せしめた。其内倉庫及び上屋各一棟と假事務所の竣工を俟つて、大正十三年五月十五日、元杉村倉庫

部の眞田孝太を主任として取敢へず開業したのである。残りの工事は勿論繼續し、後、都市計畫による區劃整理を俟つて、鐵骨鐵筋コンクリート造四階建倉庫（建坪一三八坪、延坪五七二坪）を建設した。

田所町派出所

尙之より曩、震災によつて物資保管の場所が頗る欠乏し、急速の復舊も至難の状態にあつたので、應急の策として東京織物問屋同業組合から同共同販賣所附屬倉庫を修理の上提供の申込があつたのに應じ、大正十二年十一月七日之を「田所町派出所」として、業務を開始したのであるが、前述蠣殻町倉庫の開設と同時に其保管貨物全部を之に轉倉したのである。

四 深川黒江町に於ける鹽酸加里の爆發

大正六年四月、大阪の三菱倉庫で未曾有の大爆發事件が起り、千數百坪の倉庫は一瞬にして粉碎され、附近の人家も多數倒壊して二十餘名の死者と數多の負傷者とを出し世間を驚愕せしめた。

處が、その約半月後、當社（深川）に於ても之と同一荷口の鹽酸加里百五十個を一時保管しやうとしたことがあつたのである。

右大阪事件の直後ではあり、勿論絶對拒絶の態度を採つたのであるが、貨主が他に多數の寄託品を有する相當有力な得意先であり、該貨物の解は既に無斷で、深川の河岸に着いてゐたため、無據、一週間以内に出庫の條件で受託することゝし、現場掛主任の嚴重な監督の下に其一部搬入中、果して拵附けの際、燐寸一本を擦つた程度の發火が起つたので、即刻全部を庫内から河岸に搬出し、保管を拒絶したのである。

貨主も現場を目撃してゐたので納得し、直ちに自店へ引取ることゝなり、荷

馬車一臺に拾數個（木樽百听入）を積んで、當倉庫から僅か二丁ばかり行つた所、黒江町（今の永代二丁目）電車線路上で、突然爆發したのである。幸に人通りも少く、廣い道路であつたため附近の硝子戸を粉碎した程度で済んだのであるが、これが若し當社構内で起つたとしたら、如何なる大事に至つたか知れず、洵に危いところであつた。

當社は茲に於て、諸危険品に對する社員の科學的智識の再教育を計り、併せて一層取扱上の注意を喚起するため農商務省工業試驗所長、工學博士高松豊吉氏を聘して「危險物保管に關する注意」に就て講演を乞ひ、得るところ多大なるものがあつた。

五 海嘯による深川一帶の大洪水

大正六年九月三十日深夜から翌曉にかけての満潮時に際し、南風俄に吹き募

つて海嘯を起し、深川一帶は忽ち潮水汎濫して、餘勢は日本橋區、京橋區の一部にも及ぶ未曾有の大洪水であつた。

當社構内は深川第一の高地として、由來毎初秋に於ける年中行事の如き浸水騒ぎにも、超然として高見の見物をして來たのであつたが、此時に於ては一部を除く殆んど全部の倉庫に、少きも三寸、多きは一尺五寸位の浸水を見たのであるから、深川に於ける他の一般倉庫の慘状は推して知るべきである。當社の借庫について見ても、大抵三、四尺の浸水で、甚だしきは五尺に及んだ處もあつた。

靈岸島に於ても約一尺乃至二尺の浸水あり、茅場町倉庫に於てさへ河岸側に約一尺の浸水を來した程である。

從つて保管貨物の被害も莫大な額に達し、就中米穀は其最たるものであつた。

當時深川在米約百二十萬俵の内濡損米は約四十萬俵に達したのであるが、勿論これは不可抗力に起因するものとして其損害は各寄託者に於て負擔されたのであるが、甚だお氣の毒の次第であつた。

尙、此未曾有の大洪水に付て特筆さるべきは、當社が當時他に絶無であつたコンクリート造二階建倉庫を有してゐた事であつて、爾後この二階を希望する貨主が續出したのである。

六 關東大震火災

當社被害状況、應急對策、本店の移轉

大正十二年の大震火災こそは、當社三十年の歴史上、最も大きな事件の一つであつた。

即ち同年九月一日午前十一時五十八分、突如として關東一帯の天地は震撼し、

忽ちにして市内各所より猛火を起し、炎焰滅せざること三晝夜に及ぶ。爲めに死傷算無く、商工業地域の大部分を焼盡して、其損害測り知るべからざるものがあつた。

交通、通信、電氣、水道等凡ゆる機關は殆んど破壊し盡され、食料其他の物資も亦欠乏を告げて人心不安の極に達したので、政府は直ちに戒嚴令を布き、又二ヶ月間のモラトリアムを發した。

當社としては激震による直接的被害は、敢て驚くべき程度ではなかつたが、尋いで起つた烈風猛焰のため、僅に鐵筋コンクリート造平家建倉庫六百三拾五坪（深川）を残し、深川、南茅場町及び靈岸島の各倉庫約四千餘坪と借庫二千餘坪とを灰燼と化し、保管貨物約八百萬圓を烏有に歸せしめた。又、金庫も半數以上焼失して重要書類、諸帳簿等を失つたけれども、日常取引に必要な帳簿類

が難を免れたのは不幸中の幸であつた。

當社は斯の如き甚大な打撃を蒙つたけれども不撓不屈の意氣を以て、取敢へず丸の内大川、田中事務所の一部を借受け茲に本店假事務所を置き、九月四日から事務を執ると共に左記應急策を講じたのである。

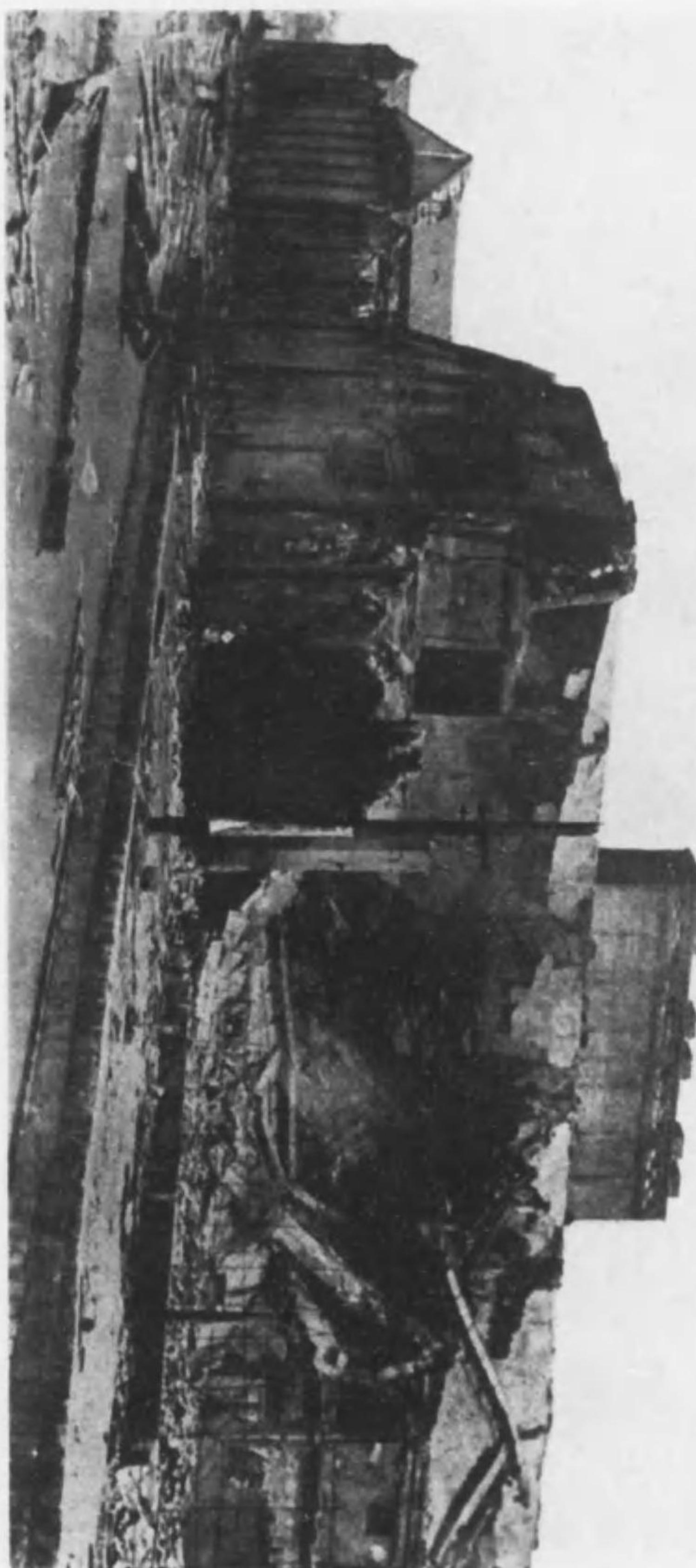
(イ) 南茅場町出張所の事務所焼跡を擴大して、バラツク事務所を急造し、九月末日本店を茲に移轉した。

(ロ) 深川の元本店跡にも同様バラツクを急設して、之を深川出張所とした。

(ハ) 深川倉庫の内、屋根だけ燃え抜けた煉瓦造倉庫に屋根を急設し、又バラツク倉庫を建築して、免災倉庫と共に、九月廿七日から營業を開始した。

(二) 茅場町に於ても同様バラツク倉庫を急造して、稍々後れて營業を始めた。

(ホ) 深川黒江町倉庫跡にバラツク住宅を建築し、荷役方及び其家族を居住せしめた。



(影撮日五月九年二十一正午) 景光の後火灾倉庫店本川深層

斯くして着々復舊に全力を盡し、同年末迄に約二千二百餘坪の建設を成し遂げたのである。

此大震災によつて、當社の蒙つた直接損害は、帳簿上に於ても

建物勘定 一九七、八五九圓五〇錢

什器勘定 六、一六一圓二二錢

合 計 二〇四、〇二〇圓七二錢

の巨額に上つたが、之は別途積立金と事務所改築準備金とを以て、容易に整理することが出来た。然し、これは年々努めて銷却を實行して來た賜であつて、實際の損害額は恐らく此數倍に達したであらう。

尙、林門司支店支配人及び笠原小樽支店支配人は、當時途中の萬難を排して上京、種々應援に努めた。

最後に、火災保険問題について附言すれば、當時經濟上、社會上並に法律上の大問題と化し、遂に政府が動くに至つた結果、所謂地震約款に拘らず、各保險會社は保險金額の五分に相當する出捐金を交付したので、當社は之を各寄託者に支拂つたのであるが、其際延滯保管料の大部分を回収することを得たのである。

〔附記〕保險會社は法律上地震約款により、全然填補の責任はないのであるが、時の山本内閣は九月十六日の内閣告諭に於てこの問題に言及し、『この場合に際しては官民共に平時の條規に膠柱せず（中略）例へば保險事業の如きは其性質上、社會公衆の安固を目的とするものなるを以て此重大なる事變に鑑み幾十萬の信賴に背かざるやう犠牲の精神を發揮し』云々と其支拂方を懲懲する所があつた。

七 當期間に於ける業況の概観

當社創立當時の我財界は、日露戰役後の好景氣の反動により、金融は梗塞し、商工業は沈衰して、從つて倉庫業界も亦頗る不振を極め、赤字を出す同業者も少くない状態であつた。

幸にして當社は欠損は免れたけれども利益金は微々たるものであつて、大正三年末に至る迄十一期間は無配當を繼續し、此間利益金は極力不動産の銷却に充て、只管社礎の強化に努めたのである。

然るに大正三年七月、歐洲大戰の勃發するに及び、輸入杜絶のため國內産業は俄然活況を呈し、各種の企業頻りに興り、輸出貿易は殷賑を極めて年々巨億の出超を示し、我財界は擧げて未曾有の好景氣に醉ふに至つたのである。

當業も其影響を受けて大いに振ひ、大正四年上期、茲に當社は初めて五分の配當を行ひ、翌々年上期は更に一分を増配し、以後毎期増配をつゞけて大正七年下期には、普通配當一割、臨時配當一割を行つて尙相當の別途積立金を爲し

たのであるが、更に大正九年上期に至つては、一割二分の配當及び三割の特別配當の外、同年七月資本金を一躍二百萬圓に増資し尙記念慰勞金を支出するといふ盛況であつた。

大正九年春、株式暴落に端を發して財界は再び反動的不況に沈淪するに至つたが、當社は依然一割二分の高率配當を持続して順調裡に經過しつゝあつたのである。

然し、大正十二年初秋、突如として襲來した大震火災のため直接間接甚大なる打撃を蒙り、幸に之を克服して一意復舊に努めたのであるが、財界不況の深刻化と、拂込資本の増加等に因り、爾後六分の配當を以て大正年代を終つた。

之を要するに此十七年間を通じ、數度の天災地變と、歐洲大戰前後の財界不

況とに拘らず、當社は着々として健實なる進展を遂げたのである。即ち資本金は一躍して四倍となり、小樽及び門司の兩地に支店を開設して本店の兩翼となし、又震災の創痍尙癒えざるに蹶然蠣殻町に進出する等、當社の業容は此期に於て大いに伸張したのである。

第四章 昭和時代

三六

昭和元年十二月廿六日から現今に至る迄の約拾二ヶ年半は、之を前章の「明治、大正時代」に較べて、時間的にはかなり短いが、しかし其史的內容に於ては、我國にとつても、又、當社にとつても、遙かに重且大なるものがあつたと云つても決して過當ではない。

前章で述べた如く、世界大戰後の我國は、英米と相並んで世界三大強國の一に躍進したが、之と同時にリベラリズムの思潮が旺んとなり、政治、經濟、社會、學問等の各部門に於て自由主義が謳歌せられるに至つたのであるが、其反動は昭和五、六年頃から諸種の形をもつて現はれ、わけても五一五事件及び一二六事件は其顯著なるものであつた。

而して昭和六年の滿洲事變を契機として、我國は準戰時體制下に入り、尋い

で昭和十二年七月、今次支那事變の勃發により、遂に國家總動員法の發令となり長期戰に對處すべく諸般の戰時體制は益々擴大強化せらるゝに至つた。

一方國際上に於ては、決然國際聯盟を脱退し、後、獨伊と防共協定を結んで所謂日獨伊樞軸により世界の大勢をリードしつゝ、今や東亞新秩序の建設に向つて舉國邁進しつゝあるのである。

この間當社に於ても幾多の曲折波瀾があつたのであるが、主なる事項を列記すると左の如くである。

職務規程の制定實施（二年一月一日）

佐々木取締役會長の辭任（二年二月）

林營業部長の洋行（二年四月——三年一月）

松平監査役の逝去（二年五月十一日）

三七

- 本店假事務所新築落成（三年九月三十日）
 増田監査役の逝去（四年七月二日）
 茅場町河岸倉庫の竣工（四年八月三十一日）
 東京砂糖取引所指定倉庫の取消問題（四年十月）
 福住稻荷神社遷宮鎮座式（五年二月十三日）
 東京倉庫同盟會の結成（五年七月一日）
 勞動者災害扶助法の制定（六年四月）
 エフ・オーストン商會との提携（六年七月）
 濵澤青淵先生の薨去（六年十一月十一日）
 參與規程の制定（七年一月十一日）
 利倉參與の逝去（七年五月二日）
 ●日本倉庫協會の創立（七年七月十八日）

- 濵澤篤二取締役會長の逝去（七年十月六日）
 資本金二百五十萬圓に増資（八年十一月十五日）
 社債二百萬圓の募集（八年十二月一日）
 浪華倉庫の合併及び大阪、横濱兩支店の開設（八年十二月一日）
 茅場町河岸倉庫の失火（九年一月九日）
 西村取締役の逝去（九年九月十九日）
 阪神地方の風水害（九年九月廿一日）
 倉庫業法の制定（十年十月一日）
 明石取締役會長の辭任（十年十月八日）
 茅場町倉庫の火災（十一年二月七日）
 資本金五百萬圓に増額（十一年四月）
 大阪埠頭（第三突堤）へ進出（十一年六月）

- 保険代理業（契商會）開始（十一年八月十二日）
神戸出張所の獨立（十二年一月一日）
立五運輸部の設置（十二年一月一日）
立五貿易組合（後に立五組合と改名）の成立（十二年二月一日）
本店事務所及び茅場町倉庫の新築落成（十二年六月）
職制の一部改正（業務課の昇格）（十二年七月）
竹芝町倉庫の開設（十二年十一月一日）
陸海軍へ恤兵金献納（十三年二月）
愛國公債買入（十三年二月）
愛國貯金の實施（十三年六月）
神戸出張所倉庫の失火（十三年四月八日）
神戸地方の大洪水（十三年七月六日）

本店人事課の新設（十四年一月）

小樽支店借庫の類焼（十四年一月十八日）

前章に做ひ、この内最も重要な事項について其大要を記述することとする。

一 福住稻荷神社の遷座

深川の福住町（現在の永代二丁目）こそは實に當社發祥の地といふべきである。さればこの由緒ある地に其名も福住稻荷神社を安置し、當社の守護神として祭祀する所以である。

大正十二年の震災後、一時深川の富岡八幡宮にお預けしてゐたのであるが、昭和五年二月十三日深川倉庫内に假社殿成ると共に再び茲に遷宮し嚴かに鎮座式を行つた。そして翌年七月、社殿の造営全く竣成し、同月廿六日の佳晨をして盛大な臨時大祭を挙行した。爾來殆んど毎年初午の日に祭典を行つて社運

の彌榮を祈り、又、支那事變以後に於ては出征職員の武運長久を併せて祈願することゝしてゐるのである。

二 佐々木取締役會長の辭任

佐々木取締役會長は第一銀行の要職にあつて繁忙の身に拘らず、明治四十五年一月、澁澤會長辭任の後を受けて就任以來、昭和二年二月高齢の故を以て辭任せらるゝに至る迄十四年二ヶ月の長きに涉り、第二代取締役會長として當社の爲め盡瘁された處洵に多大なるものがあつた。即ち、常に道德經濟合一主義を以て社内一同を善導せられ、又最も堅實なる經營方針を以て當社草創時代の深刻な不況及び大正十二年の大震火災等の難關に善處し、而も此間小樽、門司兩支店及び蠣殻町倉庫の開設、並に資本金、積立金の著増を見る等、今日の社風と社礎とは佐々木會長の盡力に負ふ處少からずと謂ふべきである。

三 林營業部長の洋行

尙、取締役會長辭任に當り退職慰勞金の受領を固辭する旨申出あり、仍て株主總會は、多年の勞に酬ゐる爲め終身年金の贈呈を決議したのでめるが、之れ亦第一回分を已むなく受領されたに止まり、爾來該年金は「佐々木翁記念基金」として年々當社々員共濟の目的に使用すべく寄贈せられる事となつたのである。

昭和二年春、林營業部長（現專務取締役）は、當時將來の躍進に資する爲め歐米各國倉庫業の視察を命ぜられ、同年四月十六日門司出帆の香取丸に乗船して一路倫敦ロンドンに向ひ、歐洲各地及び米國の斯業狀況を視察し、翌年一月五日横濱着港のコレヤ丸で無事歸朝せられた。

四 東京砂糖取引所指定倉庫の取消問題

昭和四年十月初旬、東京砂糖取引所評議員會は、突然多數決を以て『濱澤倉庫は空證券を發行せり』との理由を以て指定倉庫の取消を決議し、剩つさへ之が都下各新聞紙商況欄に報道されるといふ椿事が起つた。

信用を最も重んずる當社として、苟くも空證券の發行などと云ふことは勿論あり得べからざることであるが、唯偶々棚上糖處理問題の協議に際し、當社と密接な關係にある某製糖會社の報告數量と當社發行の倉荷證券面數量とが符合しなかつた處、當時、評議員（糖商）の多數と前記製糖會社との間は商賣上種々デリケートな關係にあつたらしく、それが此機に指定倉庫取消問題となつて現はれたのではないかと推察せられる。

然し、事實は全く無根であり、傍々糖商連と取引關係の深い第一銀行及び安部取引所理事長の斡旋もあつて、同月下旬無事解決を告げたのであるが、假令一時的にもせよ、所謂一犬虛を吠えて萬犬實を傳ふで、當社は少からぬ迷惑を蒙つたのであつた。

五 濱澤篤二取締役會長の逝去

濱澤取締役會長は昭和七年の夏健康を害はれ、爾來引籠りの上専ら療養につけられた。社内一同憂慮措く能はず、只管御全快の程を祈つて居たのであつたが、中秋十月六日重態に陥られ、同日後午三時終に永眠せられたのである。洵に痛恨の至りに堪へない。

十日九日葬儀當日は本店にて於是社員以下荷役方一同告別式に參列し、門司小樽兩支店に於ては夫々全員參集して遙拜式を舉行し、社内一同心から哀悼の意を表したのである。

舊倉庫部創立以來、前後實に廿有七年間に亘り、當社の爲め盡されたる偉大

な功績並に、社内一同の景慕して措かなかつた其高風等に就いては、葬儀に際して、靈前に奉つた弔辭に盡くされてゐる。左に其全文を掲げ、以て當社三十周年記念日を迎ふるに當り、更めて追慕、敬弔の衷情を捧ぐるものである。

弔辭

嗚呼敬慕措ク能ハサル濵澤取締役會長今ヤ溘焉トシテ長逝セラル 哀哉
回顧スレハ遠ク明治三十年ノ往時ニ屬ス 會長齡未タ少壯ニシテ志ヲ實業界ニ展ヘラレムトシ事業經營ノ第一步トシテ濵澤倉庫部ヲ創立セラル 是レ即チ當會社ノ起源ナリトス

爾來其業務ハ順調ニ發達シテ夙ニ東部倉庫業界ノ牛耳ヲ執ルニ至リタル方更ニ明治四十二年組織ノ變更ニ伴ヒ濵澤倉庫株式會社トナルニ及ヒテハ或ハ取締役會長ニ或ハ專務取締役ニ或ハ又監査役ニ就任セラレー時病ノ爲メ休養セラレタルコトアリト雖モ前後ヲ通シテ經營ノ重責ニ當ラル、コト實ニ二十有

七年ノ長キニ亘レリ 而モ終始一貫青淵先生ノ經營道德合一主義ヲ遵奉シ陰ニ陽ニ一意社業ノ向上發展ニ専念セラレタルヲ以テ其間財界ニ幾變遷アリ又幾多ノ難關ニ遭遇セシニ拘ラス會社ノ業務ハ些カモ挫折スルコトナク著々トシテ現在ノ鞏固ナル社礎ヲ築クニ至レリ

會長ハ又内ニアリテハ慈父ノ心ヲ以テ社員其他一同ヲ誘掖愛撫セラル 爲ニ上下渾然トシテ融合親和スルノ美風ヲ致シ舉ツテ其高德ヲ欽慕シツ、アリシニ何ソ圖ラム突如其訃音ヲ聞カムトハ 真ニ茫然自失爲ス所ヲ知ラサルナリ我等力悼惜痛恨ノ情何ヲ以テカ之ニ譬ヘムヤ

今將ニ英靈ヲ送ラムトスルニ當リ再ヒ其溫容ニ接スル能ハサルヲ思ヒ暗涙更ニ加ハルモノアリ

英靈冀クハ永ク當社ノ上ニ留リテ社運ヲ守護シ給ハラムコトヲ 謹ミテ以テ弔辭ト爲ス

昭和七年十月九日

四八

濱澤倉庫株式會社

常務取締役 林 彌一郎

尙茲に附記しなければならない一事は、御遺族から、「社員育英資金」として多額の寄贈を受けたことである。當社に於ては之を「濱澤篤二氏育英資金」として、會者創立者の高名を永へに存續せしめ、而して該資金の利息を以て社員の倉庫業視察、研究等育英の目的に使用することとしたのである。

六 浪華倉庫の合併、並に大阪・横濱兩支店の開設

本邦に於ける貨物集散の中樞地とも謂ふべき阪神地方に支店を有せざることは當社の悩みであり、従つて、此處に進出することは當社年來の宿志であつた。

然るに、浪華倉庫株式會社は大阪に本店を、横濱・神戸・下關に支店出張所を有し、東京・門司及び小樽に本支店を有せし當社とは、相互に無相通する關係にあり、昭和八年夏以來極秘裡に之れが譲受方交渉中の處、十月末商議圓満に決定し、翌月十三日契約書の調印を了した。茲に於て、從來の資本金二百萬圓を二百五十萬圓に増資し且新たに社債二百萬圓を募集する等諸般の準備を整へ、十二月一日を以て愈々公式發表をなすに至つたのである。

斯くて當社は斯業經營上東京・横濱・大阪・神戸・關門・小樽の各都市に本支店網を有するに至り、保管高及び倉庫坪數も亦一舉に倍加して、(合併直後、個數一、九九七、一〇〇個、金額三二、〇二八、九六二圓一五錢)名實共に本邦一流の倉庫に躍進したのである。蓋し當社三十年の沿革上正に劃期的大業と言ふべきである。

合併直後に於ける當社本支店の體制(○印新設)

本店

本店營業部

茅場町倉庫

蠣殻町倉庫

深川倉庫

○横濱支店

○大阪支店

○神戸倉庫

○幸町倉庫

○木津川倉庫

○天保山倉庫

- 南福崎倉庫
- 門司支店
- 下關倉庫
- 小森江倉庫
- 小樽支店

茲に特記すべきことは、新舊社員の融合親和の事實である。即ち當時役員の最も意を用ひた點であつたが、前者はよく後者と相携へて新使命を開拓せんとし、後者は亦常に前者に接して當社の傳統的精神を吸收し、以て兩者渾然と和衷同化するに至り、第三者をして感嘆せしめたのである。明石前會長は、當時「親和」誌上に於て

『當時最も深く慮かつたのは人心の一致と云ふことであつた。それがために

私は或は新年宴會に於て、或は阪神に出張した際など機會ある毎に、新舊社員間の融和に就いて勧説したのである。然るに幸にして其後、社内の人心は順調に親和の度を増し、最初懸念して居たことが全く杞憂に終つたのは洵に慶賀の至りである』

と、心から悦ばれ、又

『この事は直ちに當社の業務上にも反映して、過去一年間に於ける業績は愈々發展した來た。即ち保管貨物残高は浪華倉庫合併當日たる昭和八年十二月一日には三千二百餘萬圓なりしものが、一年後の同月同日には四千二百萬圓に上つて、約千萬圓を増加し、且又、營業利益は從來一期十萬圓にも達しなかつたものが、去年の上期には廿二萬餘圓に上り、殊に前期の如きは過般の關西風水害の激甚なるものありしにも拘らず關係各員の努力によつて、克く上期にも優る利益を擧げ得たと云ふ有様である。』(昭和十年一月)

と述べられてゐるのである。

七 阪神地方の風水害

昭和九年九月廿一日拂曉、阪神地方に來襲した大暴風雨の慘害は、前章で述べた深川の大洪水(大正六年)にも勝るものがあつた。即ち大小船舶の遭難は勿論、陸上建築物の破壊せられたもの無數に上り、加ふるに高潮により七、八尺の浸水を蒙つた處もあつたのである。

當社大阪支店に於ては、堂島、幸町、神戸の三倉庫は幸に軽微な被害に止つたが、天保山、木津川、南福崎及び四貫島(借庫)の各倉庫は、屋根の破損と、床上三尺乃至七尺程度の浸水を蒙つて、政府米、巻取洋紙等の保管貨物を濡損せしめ、又、木材(木津川)の流失したものも少くなかった。

従つて、保管貨物の被害は甚大なるものであつたと推測されるのであるが、

しかし之等は全く不可抗力の致すところであつて、大阪同業者は金曜會の名を以て此旨を發表し、各貨主に對し同一態度を以て臨み夫々諒承を求めることがしたのである。

然し、此風水害に因り倉庫の修築、營業の停滯など直接間接當社の蒙つた損害は約五萬圓の多きに上つたのであるが、杉村、住友、東神、三菱各社の被害は其位置及び規模より推し、之に數倍するものがあつたと思はれる。

尙、之を動機として「風水害保險」問題が、朝野各方面の關心するところとなつた。

八 明石取締役會長の辭任

明石取締役會長は第一銀行頭取就任の爲め、昭和十年十月辭任されたのであるが、大正九年四月以來約十三年間を取締役として、又昭和七年十二月以來約

三年間を第四代取締役會長として、前後約十六年間の長きに及び當社發達の爲め力を盡された處實に甚大なるものがあつた。就中、會長就任の翌年、當社沿革史上に於て劃期的大業とも謂ふべき浪華倉庫合併を遂行し、當社をして名實共に業界の一流に飛躍せしめた功績は特記さるべきである。

而して又、特に意を新舊社員の融和に用ひ、種々努力された事は既述の如くである。

尙、取締役會長辭任に際し、社員、傭員、荷役方及び其扶養する子女弟妹の結婚資金として多額の寄贈をされたので、當社は之を「明石照男氏記念資金」として永久に保存し、而して別に規程を制定して其趣旨に沿ふこととしたのである。

九 倉庫業法の制定

業界多年の懸案であつた倉庫業法は、倉庫協會にも諮問の上第六十七議會に政府提出法案として提案せられ、一部修正の上可決、昭和十年四月五日附にて公布せられ、又同施行規則ば同年九月二十三日制定、十月一日より實施を見るに至つた。而して當社は同法の規定に基き、昭和十二年九月二十日附を以て商工大臣宛「倉荷證券發行許可申請書」を提出したのである。

本法の内容については業界の希望に副はない點も相當にあるが、しかし本邦倉庫業發達史上に於て特筆に價するものと云はなければならない。

政府の本法提出の理由としては『輓近倉庫業の地位は商業交通の發達に伴つて益々重要性を加へ來り、其發行する處の倉荷證券は商品賣買及び商品擔保金融の二大使命を遂行する上に於て其中軸をなすものにして、若し之が發行に當り濫用せらるゝが如きことあらむか、倉庫業の公益的機能が阻害せらるゝのみ

ならず、弊害頻出して遂に證券の信用を失墜し、爲めに倉庫業本來の職能を發揮すること能はずして、經濟界に甚大なる悪影響を及ぼすに至るべし。故に之が發行を取締り、其信用を維持し倉庫業の公益的機能を遺憾なく發揮せしめんとするものなり。』といふにあつて、而して其目的を達する爲め左の三原則及び罰則等を規定したのである。

一、證券發行権は許可主義に依るものとす。即ち主務大臣の許可を受くるにあらざれば證券を發行することを得ざること。

二、倉庫業者に強制保管の義務を課すること。

三、倉庫業者に寄託貨物の強制保險の義務を課すること。

尙本法の實施を機とし、全國各地同業會では昭和十二年七月迄に夫々保管料率の合理的改正と、荷役賃率の若干の引上とを實行したのであるが、貨主との間に多少の摩擦があり、殊に深川廻米問屋組合では當局に反對陳情を行つたり

して、所謂「倉止め」騒ぎまで起つたりしたが、當業者は各地とも克く一致結束して業法の趣旨に據り善處したのである。

一〇 本店事務所及び茅場町倉庫の新築

現在、日本橋區茅場町の一角に白聖の偉容を誇る當社本店及び倉庫は、昭和十一年五月十八日地鎮祭を舉行して翌月工を起し、昭和十二年六月に竣工したのである。

面 積	敷 地	建 塚	延 坪
	八八七坪九二		
	七一〇坪一六		
	二一四八八坪一一		

構造概要



(工竣月六年三月和明) 茅場町倉庫

基

礎

ペデスタル杭打、鐵筋コンクリート造

主

體

鐵筋コンクリート造平版床式

軒

高

最高五十七尺九寸二分

三階建、一部中二階及び地階付にして、陸屋根は防熱の爲め防水層下
にテキスを張り、排氣塔を設備す。

各階採光窓は總て網入硝子を使用し、内部に防火鐵扉又はシャツタ
ーを設備す。

設備概要

電燈及び電力設備

(ロ)(イ) 變電所 地階に變電所を設け、之より電燈及び電動裝置に供給す。
電 燈 倉庫内及び荷捌所に一〇〇ワット電燈を配置し、河岸側外壁

には夜間荷役用として五〇〇ワット電燈二個を備ふ。

(ハ) コンセント 倉庫内及荷捌所の主要個所にエレベーター及びウインチ用コンセントを設備す。

荷役設備

(イ) 貨物エレベーター オーチス・マイクロ・ドライブ、プツシユボタン、コントロール式、速度毎分一二五呎、積載量六、〇〇〇封度(二・六噸)の貨物エレベーター二基を設備す。

(ロ) ホイスト 一階荷捌所に二噸巻一臺、及び、三階荷捌所に一噸巻一臺を設備す。

(ハ) 移動式貨物エレベーター及び電動ウインチ 貨物積卸用として各數臺を設備し、荷造の損傷防止と荷役能率の増進を計る。

スピライル・シユート 一基

(ホ) (二) 地下道 既設河岸倉庫と地下道を以て連絡せしめ作業の安全を計る。

(ヘ)

消火設備 表側及び裏側にサイヤーミーズ・コネクションを設け、二階及び三階の荷捌所に各二個の消火栓を設備し、夫々長さ一八〇尺のホースを設備す。

右記の如く其結構設備は凡そ現代建築及び利器の粹^{すい}を蒐^{あつ}めたものである。

七月三日、特別關係者及び主要得意先等を新社屋に招待して其參觀を乞ひ、翌四日(日曜日)移轉、而して愈、七月五日から本店並に本店營業部は此新事務所に於て執務するに至つたのである。

而して此新築の動機をなしたものは昭和十一年二月七日夜に於ける茅場町倉庫の火災であつた。即ち同夜九時半頃、現場員詰所の階上、田中屋回漕店貸室より出火し、同詰所及び隣接倉庫三棟約三百坪と保管貨物(主として洋紙)約六千六百個を類焼したのであるが、當社は不撓不屈の意氣を以て絞上の如き本

店事務所並に茅場町倉庫を新築することに決したのである。

然るに本建築成ると共に支那事變勃發し、建築材料は急騰したのみでなく、尋いで資金及び資材の統制が強化されるに至つたのであるから、若し此火災が起らなかつたならば、若くは今一年も後れたとすれば、恐らく此建築は不可能ではなかつたかと思はれる。又若し出來たとしても、其工費は倍加したに違ひないのであつて、之を結果から觀れば所謂「禍轉じて福となつた」と謂ふべきである。

一一 關聯業務の開始

保管業務に關聯せる海陸運輸、保険及び委託品販賣等の諸業務を取扱ひ、兩兩相俟つて益々社運の隆興進展を計らんとするは、當社年來の宿望であつた。

顧れば昭和五年六月、初めてトラック一臺を購入して貨物運送を開始したる

を端緒とし、爾來エフ・オーストン商會との提携、輸出事務の取扱、契商會の開設及び立五貿易組合（後に立五組合と改名）の結成等、多角經營の態勢は着々として整備したのであるが、創業以來日尙淺く、加ふるに支那事變に因る輸出入貿易の不振及びガソリンの統制等に活動を阻止せられ、未だ所期の如く駿足を延し得ないのは遺憾とするところである。

しかし昭和十二年七月、機構を改めて本店に業務第二課を置き、林専務自ら課長を兼ねて之等の業務を統轄すると共に、各支店との連絡を一層緊密化し、而して一面、各部門に於ては夫々其擴大強化を企圖しつゝあるを以て、近き將來の發展は期して待つべきものありと信するのである。

以下各部門につき簡単に其沿革を述べることとする。

(イ) 立五運輸部

昭和五年六月トラック一臺を購入して試験的に貨物運搬を開始した。爾來拮据數年、漸く試練時代を脱し、昭和十二年一月「立五運輸部」の名に於て内部的經濟を獨立、同年九月「ミカド運輸部」(同ガレツチは蠣殻町倉庫に隣接し、市内運輸交通上の中権地にあり)を買收して業容大いに整ひ、愈々本格的活動に入った。現在勢力トラック六臺、オート三輪車二臺である。

(ロ) 輸出入掛

昭和六年七月、横濱のエフ・オーストン商會との資本的提携を機として、N.Y.K.、OSK及び其他の船會社と連絡し輸出入貨物の取扱を開始した。後一般海上運輸並に鐵道運送をも兼營して現今に至つたのであるが、昭和十三年、小樽に於て拂下げられた數萬俵の政府米を小樽支店と連絡して、小樽から東京、横

濱及び埼玉の各地に輸送して、大いに機能を發揮した。

(ハ) 横濱埠頭事務所

昭和九年三月横濱埠頭に開設。當初専ら輸入業務取扱に主力を注いだが、爾後輸出、移出入、鐵道運送及び自働車運搬をも兼營するに至つた。

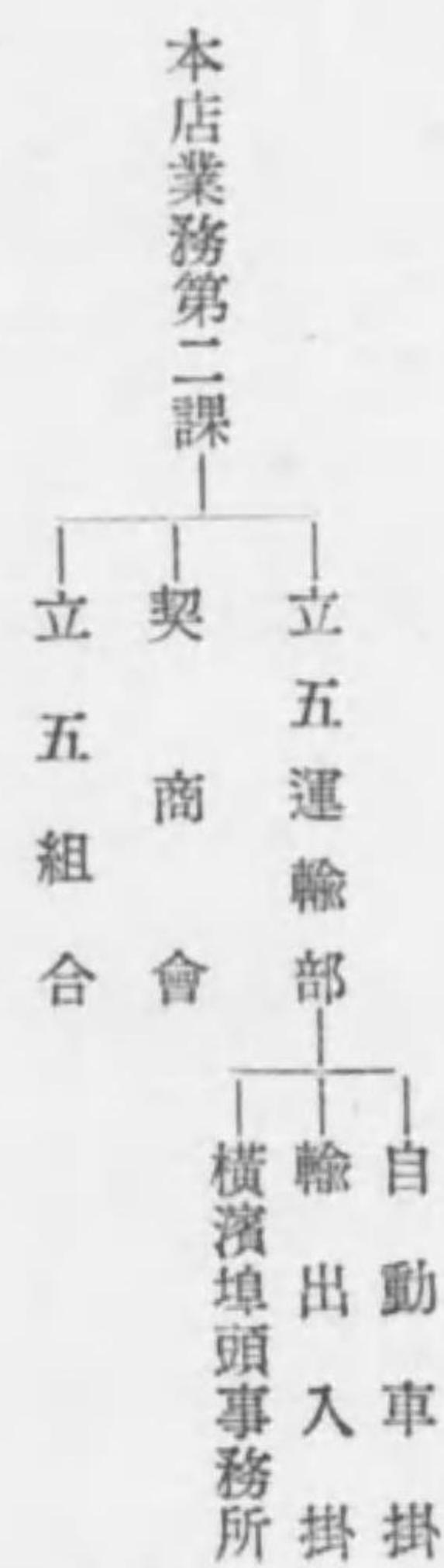
(二) 契商會

昭和十一年八月、三菱海上、東京海上及び有力なる保險會社數社と特約を結び、火災、海上保險代理業を開始した。後更に陣容を強化して再保險、共同海損の精算及び損害の鑑定等をも取扱ふに至り、業況漸次發展を見つゝある。

(ホ) 立五貿易組合(後に立五組合と改名)

國際貿易の仲介並に之に伴ふ本船積卸、保険、保管等につき當社とタイ・アツブする目的を以て、昭和十二年二月、前記契商會とH.A.チヤツプマン、E.W.フレーザー及びA.L.ロンヴォウ三氏とを以て組織したのである。世界各地にスペシャル・コネクションを有し、大いに活動を期待されたのであるが、不幸にして結成間もなく支那事變起り、貿易の國家管理となつたため、他日の發展を期しつゝ雌伏の已むなきに至つた。

昭和十四年六月現在に於ける機構左の通りである。



一二 當期間に於ける業況の概観

昭和に入つてからの我財界の推移を觀るに、之を大別して前期と後期とにすることが出来る。

前期に於ては、外は世界的不況による貿易の衰微、英國の金本位停止等があり、内は昭和二年春のパニツク及びモラトリアム、昭和五年劈頭の金解禁並に濱口緊縮政策の強行等があつて、爲に諸物價の低落、商取引の萎縮及び生産の制限等を招來し、巷に失業者が氾濫するといふ深刻な不景氣の裡に推移した。然るに政友會内閣による金輸出再禁止の斷行（昭和六年末）により翌昭和七年下期頃から財界は徐々に好轉し、加ふるに時局の進展は軍需品生産の擴充を招車し、數年間に亘る跛行景氣も漸く一般に浸潤して、茲に多少の不安を内蔵しながらも戰時活況時代を示現するに至つた。これを後期とする。

當社の業況も従つて、前半は財界不況の影響を深刻に蒙り、配當率の低下を來たした時期もあつたが（第五章参照）堅忍自重、無謀の競争を戒め、来るべま飛躍に備へつゝ經過したのである。而して、昭和八年末、資本金を増加し社債を發行して、華浪倉庫を合併するに及び、業容頓に擴大し、財界の好轉、政府米の殺到及び保管料率の改正等と相俟つて、業績次第に舉がり、殊に支那事變以來は本支店相連繋して、よく經濟機構の變革に對處し、保管残高逐次累増して現在（昭和十四年六月末）實に約六千萬圓の新記錄を樹立するに至つたのである。（第五章参照）

而も他方、海陸運送業及び保險代理業等の關聯業務に進出し、當社多年の宿案たりし多角經營の實現を見るに至つた。

この間資本金は更に倍加して五百萬圓となり、本社新築成つて茅場町の一角に堂々屹立し、白堊の屋上へんばんとして社旗の翻へるに至つたことは洵に欣幸とするところである。

第五章 保管貨物残高、倉庫坪數、資本金、

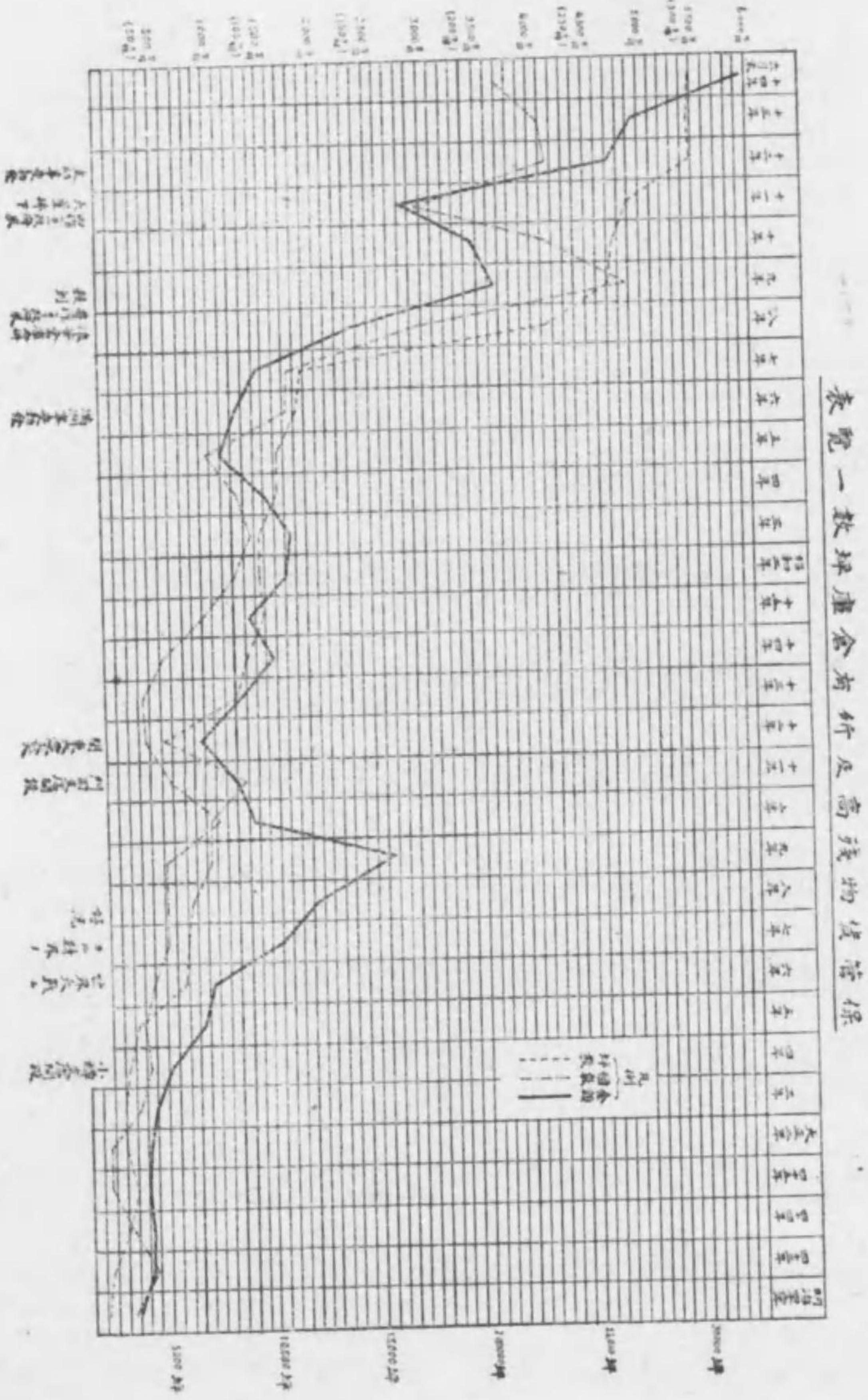
積立金及び配當率の増減

保管貨物残高（各年上下期末平均）増減の趨勢は左表の如く、相當の曲折があつたのであるが、創立當時と現在（昭和十四年六月末）とを比較すると、個數に於ては約六倍、金額に於ては約二十八倍の増加に當る。斯の如く兩者の増加率に於て甚だしい懸隔のあるのは、貨物種類の高級化と物價漸騰とに原因するものである。

所有倉庫坪數については、關東大震火災の年を唯一の例外として、逐年増加の一路を辿り、創立當時に比し十五倍近くの擴大である。尙、大震災のため資料焼失し、借庫を含めた營業坪數の趨勢を示し得ないのを遺憾とする。

資本金は創立以來前後三回の増資によつて、公稱資本金に於て十倍、拂込資本金に於ては約八倍になつた。

配當率に於て注目すべきは創業時代及び大震火災の期に於ける無配當並に世界大戰景氣時代に於ける高率配當であつて、「明治大正時代」の波瀾に較べ、「昭和時代」は大體平調裡に推移したのであつた。



同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十	十	十一	十九	八	七	六											
四	三	二	一														
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下
五	五	五	五	五	五	五	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一	一
万	万	万	万	万	万	万	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千
000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000
三	二	一	三	二	一	三	二	二	一	三	二	三	一	二	三	一	三
千	百	百	千	百	百	千	百	百	百	千	百	千	百	百	千	百	百
000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000
七	六	七	六	五	六	五	四	五	六	五	三	五	二	四	三	一	六
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
六	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	四	四	四	四	四
分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分
支	那	事	變	物	發	本	第	三	新	築	增	資	浪	第二	華	倉	庫
那	事	變	物	發	本	第	三	新	築	增	資	浪	第二	華	倉	庫	合
變	物	發	本	第	三	新	築	增	資	浪	第二	華	倉	庫	合	併	

表覽一率當配·金立積·金本資

第六章 役員の變遷

舊澁澤倉庫部時代は

營業主 澁澤榮一

倉庫部長 澁澤篤二

の下に左記四氏が支配人として歴任した。

布施藤平 明治三十年三月より同三十三年三月迄

伊藤半次郎 明治卅三年四月より同三十八年九月迄

諸井四郎 明治卅八年九月より同四十年一月迄

八十島親徳 明治四十年一月より同四十二年七年迄

明治四十二年七月十五日組織變更により、現在の澁澤倉庫株式會社が創立せ

られ、左記諸氏が最初の役員に就任した。

七二

取締役會長 澄澤篤二
専務取締役 八十島親徳
取 締 役 日下義雄
監 査 役 尾高幸五郎
同 上原豊吉

爾來實に三十星霜、幾多の變遷を経て今日に至つたのであるが、此の間既に物故された役員諸氏、特に在職中不幸病を得て逝去された澄澤篤二氏、八十島親徳氏、上原豊吉氏、日下義雄氏、増田明六氏、松平隼太郎氏、利倉久吉氏及び西村曉氏の各靈位に對しては、茲に謹んで深厚なる追悼の意を表するものである。

當社創設以來の役員在任期間は左記の通りである。（○印現役員）

□取締役會長

澄澤篤二 明治四十二年七月より明治四十五年一月迄（二年七ヶ月）
佐々木勇之助 明治四十五年一月より昭和二年二月迄（十四年二ヶ月）
澄澤篤二 昭和二年二月より昭和七年十月迄（五年九ヶ月）
明石照男 昭和七年十二月より昭和十年十月迄（二年十一ヶ月）
○杉田富 昭和十年十月より現今に至る

□取 締 役

八十島親徳 明治四十二年七月より大正九年三月迄（十年七ヶ月）
日下義雄 明治四十二年七月より大正十二年三月迄（十三年七ヶ月）
利倉久吉 大正九年一月より昭和三年七月迄（八年七ヶ月）
明石照男 大正九年四月より昭和七年十二月迄（十二年九ヶ月）

七三

- 濵澤篤二 大正十一年九月より大正十五年一月迄 (三年五ヶ月)
- 濵澤義一 大正十二年四月より昭和十三年七月迄 (十五年四ヶ月)
- 濵澤敬三 大正十五年一月より昭和十七年一月迄及び (八年五ヶ月)
- 林彌一郎 昭和十年十月より昭和十三年一月迄及び (八年五ヶ月)
- 笠原厚吉 昭和三年七月より現今に至る
- 井上徳治郎 昭和七年一月より昭和十年一月迄 (三年一ヶ月)
- 島崎直幹 昭和九年一月より現今に至る
- 西村曉 昭和十年一月より同年九月迄 (九ヶ月)
- 濵澤智雄 昭和十三年一月より現今に至る
- 山下近重 昭和十三年七月より現今に至る
- 杉村馬太郎 同上

□監査役

- 尾高幸五郎 明治四十二年七月より大正七年一月迄 (八年七ヶ月)
- 上原豊吉 明治四十二年七月より大正十二年一月迄 (十三年七ヶ月)
- 増田明六 大正七年一月より昭和四年七月迄 (十一年七ヶ月)
- 濵澤義一 大正十二年一月より大正十二年四月迄 (四ヶ月)
- 松平隼太郎 大正十二年四月より昭和二年五月迄 (四年二ヶ月)
- 濵澤篤二 大正十五年一月より昭和二年二月迄 (一年二ヶ月)
- 野口弘毅 昭和二年七月より昭和十三年七月迄 (十一年一ヶ月)
- 笠原厚吉 昭和三年七月より昭和七年一月迄 (三年七ヶ月)
- 井上徳治郎 昭和七年一月より昭和八年七月迄 (一年七ヶ月)
- 波邊得男 昭和八年七月より現今に至る
- 井上徳次郎 昭和十三年七月より現今に至る

□參

與

利倉久吉 昭和三年七月より昭和七年五月迄（三年十一ヶ月）
濫澤敬三 昭和七年一月より昭和十年十月迄（三年十ヶ月）

○笠原厚吉 □協議役

昭和十年一月より現今に至る

第七章 現在に於ける當社陣容

當社陣容は年に共に擴大強化して來たのであつて、現在（昭和十四年六月末）に於ける本支店の體制及び各部門の陣容は次の通りである。

本店

東京市日本橋區茅場町一丁目三番地三

取締役會長	杉田富
専務取締役	林彌一郎
常務取締役	島崎直幹
取締役	濫澤智雄
取締役	山下近重
取締役	杉村馬太郎

監查役 渡邊得男
監查役 井上德治郎
協議役 笠原厚吉

總務課

課長	(兼)	島崎直幹
次長	副參事	根本源一
課長代理	參事補	波江野武雄
書記一名		

書記四名、傭員二〇名、囑託二名、計二八名

計四名

業務第一課

業務第二課	
課長	(兼) 林彌一郎
課長代理	參事補 赤岡孝雄
書記九名、	書記補四名、傭員二十四名、囑託二名、計四一名
人事課	
課長	(兼) 滝澤智雄
書記(兼)一名	
検査課	
課長	參事 真田孝太
課長代理	副參事 田川季彥
書記一名	

計三名

本店營業部

東京市日本橋區茅場町一丁目三番地三

茅場町倉庫

同上

靈岸島倉庫

東京市京橋區靈岸島二丁目三番地

蠣殼町倉庫

同 日本橋區蠣殼町三丁目十六番地

深川倉庫

同 深川區永代二丁目一番地ノ二

竹芝町倉庫

同 芝區海岸通一丁目二十九番地

營業部長（兼） 杉村馬太郎

同代理 同副參事 二宮正幸

同代理 同三枝守久

參事補一名、書記一六名、書記補七名、傭員一九名 計五六名

横濱支店

橫濱市神奈川區千若町二丁目一番地

千若町倉庫

同上

山內町倉庫

同 神奈川區山內町地先

支店長 參事 櫻庭 豊輔

同代理 副參事 山下伴四郎

同代理 參事補 久保田良治

書記五名、書記補一名、傭員八名 計十七名

大阪支店

大阪市北區堂島濱通三丁目三番地

堂島倉庫

同上

天保山倉庫

同 港區二條通一丁目十一番地

南福崎倉庫

同 港區南福崎町一丁目六番地

幸町倉庫

同 西區幸町二丁目

埠頭倉庫 同 港區南海岸通三丁目五十三番地
千歳堀貯木場 同 大正區小林町百六十五番地ノ二

支店長 (兼) 山下近重
同 代理 副參事 高橋養之助
同 代理 同 柴田龜太郎
同 代理 參事補 畑 薫

書記三一名、書記補二名、傭員四一名、囑託四名

計八二名

神戸出張所

神戸市葺合區南本町三丁目八番地

所長 副參事 安藤牧三郎
同 代理 參事補 平原國三郎
書記五名、傭員六名 計一三名

門司支店

門司市濱町七番地ノ一

門司倉庫

同上

小森江倉庫

門司市小森江字平江四番地

下關倉庫

下關市觀音崎町六番地ノ一

支店長 參事 毛受寛一

同 代理 參事補 秋元藤吉郎

同 代理 同 重原正一

書記一六名、書記補二名、傭員一八名、囑託一名 計四〇名

小樽支店

小樽市色内町一丁目一番地

支店長 參事 渡邊雄馬

同 代理 參事補 栗原嚴

書記八名、書記補二名、傭員七名 計一九名

八四

外に、應召中の社員十七名、傭員三名、病氣準休職中の社員、傭員各一名あり、之を加へた職員合計は左の如くである。

參 事	四 名
副 參 事	九 名
參 事 补	九 名
書 記	一一七 名
書 記 补	二五 名
傭 員	一四七 名
囑 託	九 名
總 計	三二〇 名

む す び

以上、當社三十年の沿革を略述したのであるが、之を要約すると、資本金(公稱)及從業員數は共に十倍、所有倉庫坪數は約十五倍、而して保管貨物殘高(金額)は實に二十八倍以上の増加であつて、この間屢々財界の波瀾と天災の厄難とに遭遇したのであるが、常によく之を凌ぎ、又一方、金融界の雄第一銀行との連繫愈々緊密を加へて、社業日を逐ふて興り、信用年と共に厚く、茲に創立三十周年を迎ふるを得たるは洵に欣賀に堪へない次第である。

而して、創業以來終始一貫、常に好況に臨みても華客の情義を忘れず、不況に際しても同業無謀の競争を戒め、又屢々業界内外の紛議に斡旋し、他面、日本倉庫協會の理事會社として益々斯業に重きを加へつつあるのであるが、是等

八五

の諸點も當社の私かに誇る處である。

しかし、這般の支那事變を契機として、時代の車輪は大きく旋回し、歴史の潮流は激しく流れつゝある。既に國家總動員法布かれ物資・資金・労務の全面に亘つて發動されんとし、長期建設戰に對處すべく戰時經濟體制は愈々強化せられつゝあり。好むと好まさるとに關せず、過去の世界は死し、新しき時代が生れつゝあるのである。

されば、吾人は常に大勢の推移を洞察し、局面の變轉を注視して、暴進を戒め、怯退に墮さゞる様善處しなければならない。當社は既に東京・横濱・大阪・神戸・關門・小樽の各都市に據つて地の利を占め、又、社内和衷協同して克く人の和を得てゐるのである。故に今後、時勢の進運に順應して後れず、經濟機

構の變革に對處して謬たず、而して時局下物資保管の責務愈々重且大を加へたるを痛感して不斷の努力を傾倒し、而して又、關聯業務を伸張して多角經營に努むるに於ては、社礎は益々鞏固に、社運は愈々隆昌に、後日の大成期して待つべきものありと信するのである。

凡そ耕耨の勞なくして秋成の獲は得られない。茲に光輝ある當社三十年の歴史を回顧すると共に、社内總親和、總協力、彼岸に向つて勇往邁進を期する所以である。

昭和十四年七月二十八日印刷
（非賣品）

昭和十四年八月一日發行

編輯者

東京市日本橋區茅場町一丁目三番地三

澁澤倉庫株式會社内

發行者

廣岡一男

編輯者

東京市京橋區新川二丁目四番地

印刷者

黒瀬武男

印刷所

東京市京橋區新川二丁目四番地

文昌堂印刷所

390

386

終

